

資産活用のヒントをお届けします

# 資産活用通信

発行 バイヒルズ 税理士 法人



〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1  
KDX横浜ビル 6階

2018年9月  
第244号

TEL : 045-450-6701

FAX : 045-450-6706

HP : <http://www.bayhills.co.jp>

## 相続時の配偶者の権利を大幅に拡大！ ～改正民法（相続法）のポイント～Part 1

### 配偶者が自宅に住み続けることができる権利を創設

一公布日（7月13日）から2年以内に施行一

これまで、例えば、夫が所有する住居に夫婦で住んでいた場合に、夫の死後、遺産分割によっては、残された妻が自宅に住めなくなってしまう例がありました。

（例1）

自宅を妻（相続人）以外の者が相続することになった、あるいは相続財産が自宅しかない場合に、自宅を売って、その代金を相続人で分けたために、妻の住む家がなくなってしまった。

（例2）

配偶者が自宅を相続することで、その分、預貯金等の取得分が少なくなり、老後の生活が不安定になってしまった。

このような事態を解消するため、相続開始時に、夫婦で住んでいた夫（被相続人）所有の住居に、終身又は一定期間、妻が住み続けることができる「**配偶者居住権**」（財産価値あり）と「**配偶者短期居住権（※1）**」が創設されます。

配偶者居住権によって、自宅を配偶者以外が取得しても、配偶者がそのまま住み慣れた家に住むことが可能になります。

配偶者居住権は、遺産分割等の際、配偶者の取得した相続財産として評価されます。居住用不動産（土地・建物）が、配偶者居住権と負担付所有権に分離されるため、配偶者が自宅以外の財産を取得しやすくなります。（図表1）

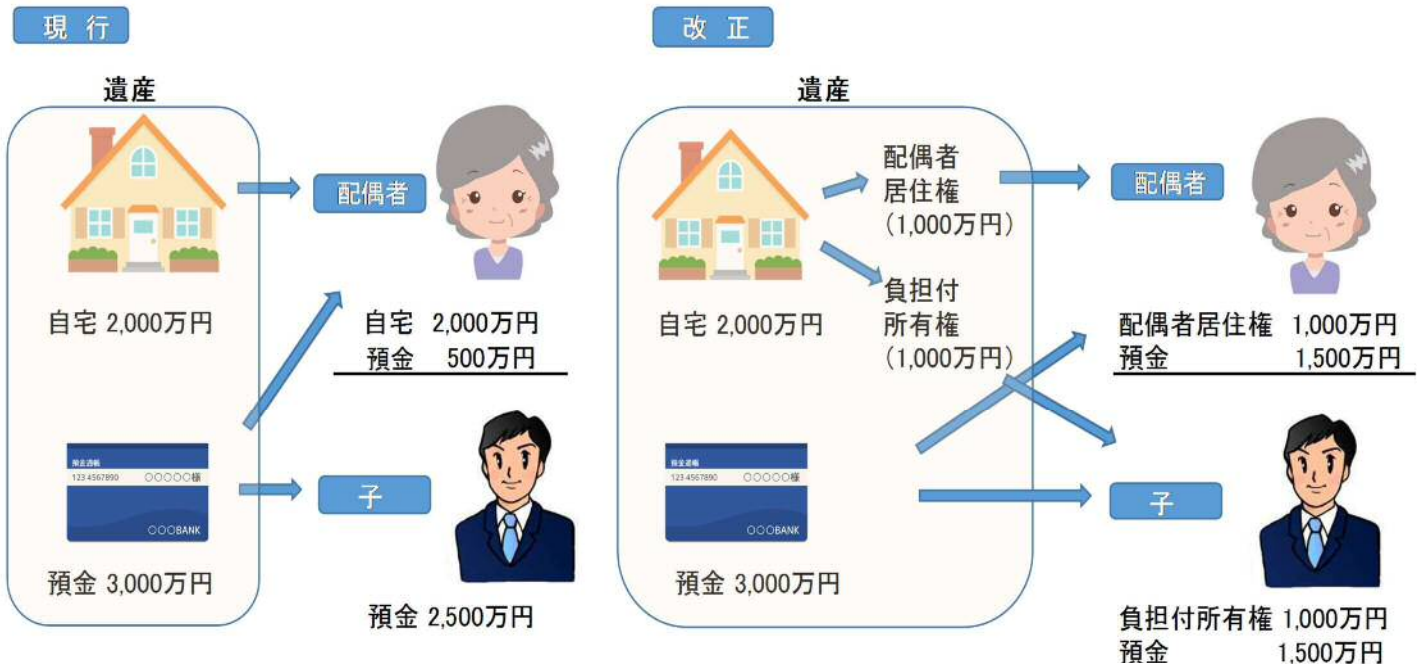
#### ※1 「配偶者短期居住権」

妻（配偶者）が、夫（被相続人）の相続開始時に夫の居住に住んでいた場合、遺産分割が終了するまでの間、最低6か月間は、そのまま住み続けることができる権利。

図表1 配偶者居住権の創設

（設例）相続人 妻及び子1人（法定相続分により分割）

遺産 自宅（2,000万円）、配偶者居住権（評価額）1,000万円、預金（3,000万円）



出典：TKC 事務所通信

バイヒルズ税理士法人では、相続税を始めとする資産税に関して、ご相談を承っております。経験・知識豊富な専任スタッフが、資産税に関するあらゆることに対応させていただきます。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

資産税課専用

0120-045-513